総会団結旅行に思う

団結するにも、なくてはならぬこの行事

遺族会　永江美由紀

大災害いらい、盆も正月もない遺族達です。せめて年一回のバス旅行を、皆が楽しみにしていますが、年の始めの総会は、闘いの出発点として、遺族会は団結旅行を一大行事としてとりくんできました。

災害直後は、三川集会所で弁当並べてやったもの。そのうちに要求がでたのです。

日帰りでも、ひとフロあびる旅行へと発展して、玉名温泉を皮切りに毎年つづけてもう十三年めだろうか。そのために十一月頃から準備にかかります。

行く先をあたり、バスを交渉。そして手ずりの往復はがきで参加をとります。大牟田、荒尾現地と福岡県、熊本県まで、毎年三分の二以上七十～八十名が参加します。

費用は、病気その他で参加できぬ者との不公平をなくすため、参加者は中食代のみ負担する。あとは会費（行事費）負担。

今年も大型バスとマイクロと二台つらねて、菊池温泉の城山荘に出かけました。

バスの中は大はしゃぎ。修学旅行の学生みたい。何となく解放感にひたるものです。

炭掘る仲間を手初めに、あとは自慢のノドを披露します。

到着後、第一部は総会にはいります。

来賓の挨拶をうけ、小島弁護士から裁判の内容にふれていただき報告事項に入りました。

総会後、四ケ月間の闘いと方城炭鉱、そして山野裁判との共闘。議事としては荒尾市長選挙について今日に至る経過とその意義について、討議。三井独占に殺された者としてのこれまでの苦労を思う時、今また市政までをも支配しようとする三井を許されぬ、として取り組み、闘ったのですが、結果は勝利しませんでした。

革新統一を真に理解し、守りぬき、すべてが闘ったら勝利できたはずです。残念でなりません。

第二部では踊りもでて、かくし芸でにぎやかな一時をすごしました。

帰途はまた歌がつづきながら、もよりの場所で一人、二人とバスを降り、コースきめで大変。やっと弁護団の先生と福岡班を見送って、三川指導部で収支決算を終った頃はすでに午後八時過ぎ。

また来年はどこにするのか、トシはとっても闘いを忘れぬ遺族を守っていこうと思うのです。

（◇　◇）

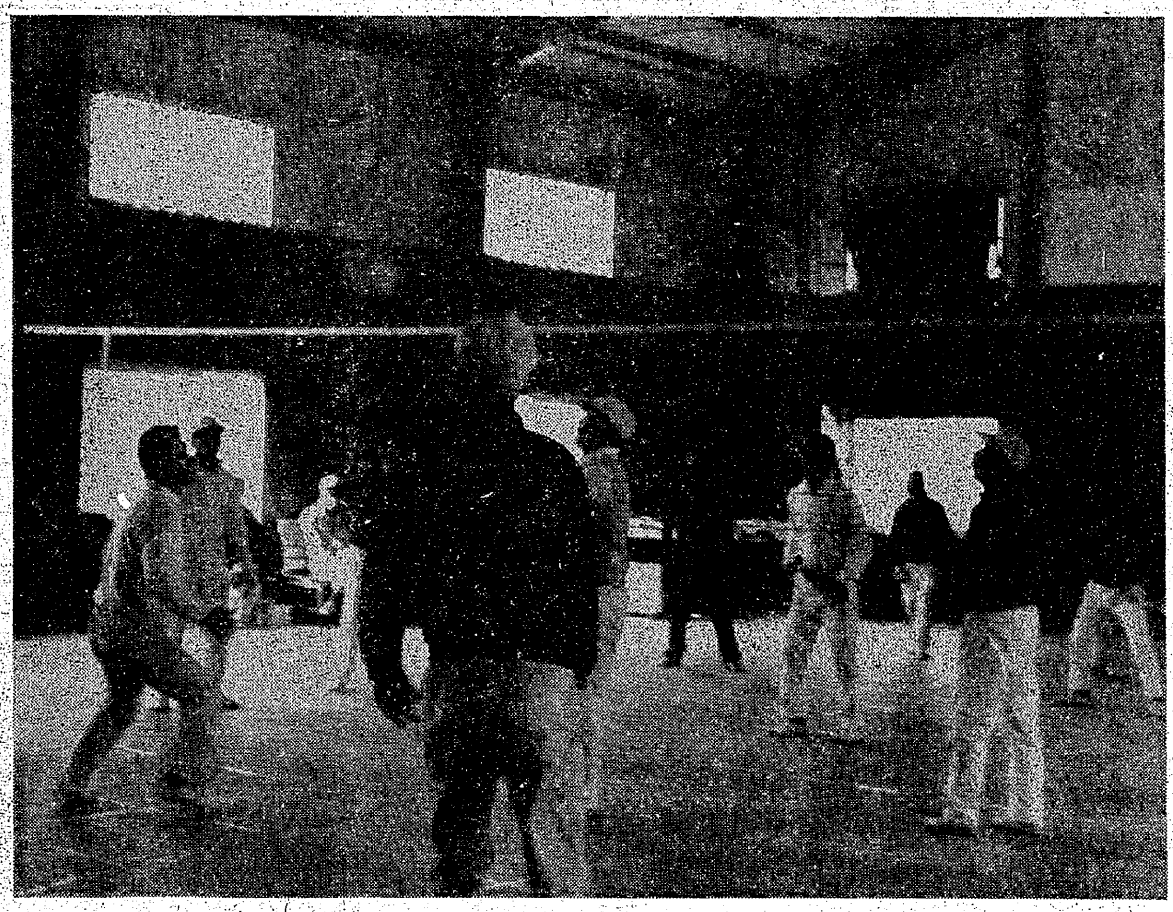

毎日の時間割に従って、大牟田労災病院入院中のCO患者たちは、幾らかでも健康を回復しようとリハビリに熱心。写真はバレーボールをするところ。

CO患者――佐藤さんが逝去

改めて闘い誓った仲間

二月四日午後八時ごろ、病状悪化のため平の山病院に入院していたCO患者の一人――佐藤信義さん（66歳。昭和四十四年に定年退職）が、心臓障害のため死去されました。

佐藤さんは若いころから、川柳の創作にはげまれ「佐藤トンボ」のペンネームで、三池労組の機関紙〝みいけ〟にも幾たびとなく投稿しておられ、その本名よりもむしろ「トンボさん」のペンネームが広く通っていた人でした。

真導寺町の自宅で行なわれた通夜や葬儀には、このような佐藤さんをしのんで、昔の川柳仲間や多数のCO患者、その家族たちが参列し、故人の冥福を祈るとともに、三井鉱山に対する新たな怒りをたぎらせ、闘いを誓い合いました。

☆　☆

山野遺族会長から心強い便り

先ぼど山野遺族会の足立サカエさんから、とちらの溝口遺族会長へうれしい便りがありました。裁判闘争に立ち上がった同遺族会のはげしい気組が行間ににじみ、読むうちに心強さを覚えました。その全文を次に紹介することにします。

御厚情あふれる御書面誠にありがとうございました。お元気で御多忙な日々の御様子で何よりとお喜び申し上げます。

裁判勝利をめざして頑張っておられるお姿に、常々感服いたしております。

三池遺族会の皆様には、いつも暖い激励をいただいてありがとうございます。

先般の、一月八日の裁判で、私ども人台に立ちましたが、思うような証言に至らず残念に思う点が多々ございました。

遺族会長、原告団長、書記兼任は身に余る重責でありますが、皆々様の御協力のおかげでどうにか役を支えている次第です。

私共としては強力、優秀な弁護団が編成されていることが力強い条件の一つですが、何といっても根本は原告、私共自身で今後被告側からの反論の「時効問題」と、「損害論」とにとりくみます。

いかに三井鉱山が膨大であろうとも、大切な人命を犠牲にした張本人であり、私共は今うらみを晴らさねばいつ晴らすことができるでしょうか。三池原告団の皆様と共に精一ぱい闘い、勝利をめざして邁進します。

私共の願いは賠償請求のみでなく、労働者の保安と生命の尊重、生活と権利を守るための、裁判を通じての闘いであることは言うまでもありません。

三池労働者の皆さんにも訴えたい。「新労組員皆さんと共に、資本家がつくりあげた〝シキリ〟を一日も早く解除して、命と生活を守るために闘ってほしい」と。

犠牲者は涙でさけぶのに……、その身にならなければわからないことでしょうか。

溝口さん、御身体を大切に、無理をなさらないようにしてください。奥様と共に、勝利判決の日まで元気で頑張って下さることを切にお願いします。

先般の公判には、傍聴に来て下さいました皆様にお礼状も出さず失礼しております。勝手ながら、どうかよろしく伝言下さいますようお願いします。

まだまだ寒さが続きます。お元気でお暮らしのほどを念じます。

なお、そちらの次の公判には福岡地裁に出かけますので、よろしくお願いします。

このうらみ――今晴らさなくては

人命犠牲にした張本人は許さぬ

遺族、CO患者とその家族の皆さん、裁判も峠を越え、明らかに結審に向かって歩みつづけています。

こんなとき、とかく私たち人間は気をゆるめがちになるもので、その点自戒が大切かと思います。

裁判は、たれでもない原告自身が進めているものです。私たちががんばらないで、たれが手だすけしてくれるでしょう。

これからこそ、ひとふんばりもふたふんばりもしなくてはなりません。がんばりましょう。

責任のがれ歴然と

二つの裁判公判終る

先日、二大災害裁判の公判が、福岡地方裁判所で開廷した。

十二日が九・二八坑内火災裁判で、翌十三日が三池大災害裁判の公判だった。

まず坑内火災裁判の方だが、前回公判にひき続いて、原告（組合側）証人の吉田磯彦・曙病院長に対する、被告＝会社代理人弁護団による反対尋問だった。

尋問は、あくまでも災害責任をのがれようとする三井鉱山の態度を反映していて、終始この日闘いに参加した人びとの怒りをかっていた。

具体的に、坑内火災被災患者の症状の変化、症状とCO中毒との間の因果関係などの追及にねらいが据えられ、だれは「鉄砲をもっているが……」とか、「くるまの運転免許証をもっているが……」とか、むしろ社会復帰のうえから積極的に検討すべきことを返って責任のがれの武器につかうなど、ねらいはありありとしていた。

また大災害裁判公判の方は、今回は証言はなく、今後の法廷維持と今後の進行をうち合わせて終った。

なお、このたびきまった両裁判公判の日程は本紙一面の紹介記事を参照していただく。

原告団消息

1月15日　CO患者家族の会役員会議。

23日　吉田大智加さん（新港作業所）が定年のため退職。

25日　事務局企画会議。

28日　遺族会総会、団結旅行。

2月1日　原告団役員会議。

2日　長期療養患者家族集会

3日　門田選対陣中見舞い。

4日　みいけ原告団編集会議。

12日　CO患者・佐藤信義さん（真導寺町）逝去。

13日　第十五回北摂地区評労災職業病対策会議総会。激電を打つ。

坑内火災裁判公判。

大災害裁判公判。企画事務局会議。

入院

前田芳美さん（新港作業所）、天領病院内科。

坂上国光さん、木下吉次さん、裾分文三さん、曙病院に。

転居お知らせ

CO患者・森島勝広さん、熊本県玉名郡長洲町宮野字本村一一一の一へ。遺族の釘崎スミ子さんも転居（新住所は後報）